第 5777 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブＦＡＸニュース
(2017年)平成29年 8月 18日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 交際費等にならない慰安旅行の費用

Q：社員旅行で海外に行こうかと思っています。費用の全額が損金にできる要件があると聞きましたが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

交際費等に含めなくてよい従業員の慰安のために行われる旅行とは、次のいずれの要件も満たす旅行とされています。なお、慰安旅行として海外旅行を実施した場合については、その旅行の企画、目的、参加者の範囲、行程、従業員等の割合、参加従業員等の負担額及び負担割合などを総合的に勘案して判断されますが、原則として、次の３つの要件のいずれをも満たす場合は、福利厚生費として処理することが認められます。

①その旅行に要する期間が４泊５日(目的地における滞在日数による)以内であること

②その旅行に参加する役員や使用人(以下従業員等という)の数が全従業員等の数(工場や支店等の単位で行う場合には、その工場や支店等の従業員等の数)の半数以上であること

③その旅行により受ける従業員等の経済的な利益があまりに多額でないこと

(注)これについては、国税庁では「従業員１人当たり10万円を超えるような慰安旅行については、少額といえるかどうか」という見解を示していますので、この10万円をひとつの目安にするといいでしょう。